

第 2 期中(平成 14 年 9 月 30 日現在)中間貸借対照表

(金額単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,724,248	預 渡 性 預 金	57,311,051
コ ー ル コ ー ト	234,817	コ ー ル マ ネ ー	4,856,700
買 入 手 形	54,023	売 渡 手 形	2,504,778
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	2,186,491	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,914,605
買 入 手 形	139,100	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	3,820,124
買 入 金 銭 債 権	111,146	売 渡 手 形	10,203,400
特 定 取 引 資 産	3,025,923	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	500
金 銭 の 信 託	44,104	特 定 取 引 負 債	2,186,161
有 価 証 券	22,377,416	借 用 金	3,006,739
貸 出 金	58,902,641	外 国 為 替 債	439,707
外 国 為 替 債	908,194	社 会 債	2,472,142
そ の 他 資 産	2,077,687	そ の 他 負 債	1,684,911
動 産	855,921	賞 与 引 当 金	11,119
繰 上 償 却 資 産	1,859,314	退 職 給 付 引 当 金	114,308
支 払 引 当 金	5,272,481	債 権 売 却 損 失 引 当 金	41,360
貸 倒 引 当 金	1,872,641	特 別 法 上 の 引 当 金	18
		再 評 価 に 係 る 繰 上 償 却 資 産 負 債	61,815
		支 払 承 諾	5,272,481
		負 債 の 部 合 計	95,901,925
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	1,326,746
		資 本 剰 余 金	1,684,373
		資 本 準 備 金	1,326,758
		そ の 他 資 本 剰 余 金	357,614
		資 本 準 備 金 減 少 差 益	357,614
		利 益 剰 余 金	392,874
		任 意 積 立 金	221,548
		中 間 未 処 分 利 益	171,326
		中 間 利 益	44,862
		土 地 再 評 価 差 額 金	98,245
		株 式 等 評 価 差 額 金	502,705
		自 己 株 式	586
		資 本 の 部 合 計	2,998,947
資 産 の 部 合 計	98,900,873	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	98,900,873

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間期末日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 7 年～50 年
動 産 3 年～20 年
7. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下、「旧報告」という。）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しており

ましたが、当中間期からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。

資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,398,787百万円であります。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

13. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. ヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他の有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
17. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金 18百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。

18. 動産不動産の減価償却累計額 522,518百万円
19. 動産不動産の圧縮記帳額 74,203百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は217,883百万円、延滞債権額は2,766,157百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は95,504百万円あります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,551,359百万円あります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,630,903百万円あります。
- なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は956,292百万円あります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	41,996 百万円
特定取引資産	551,457 百万円
有価証券	13,042,923 百万円
貸出金	3,880,182 百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	1,220,000 百万円
売現先勘定	1,914,605 百万円
債券貸借取引受入担保金	3,561,622 百万円
売渡手形	10,203,400 百万円
借入金	63,391 百万円
支払承諾	41,946 百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 57,093 百万円、特定取引資産 171 百万円、有価証券 1,253,732 百万円及び貸出金 1,702,156 百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は 95,984 百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 13,116 百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 53,829 百万円であります。

26. 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 1,129,258 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 1,283,345 百万円であります。
27. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年 3 月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日及び平成 14 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,684,654 百万円が含まれております。
29. 社債には、劣後特約付社債 776,962 百万円が含まれております。
30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権が含まれております。以下 33. まで同様であります。

売買目的有価証券		中間貸借対照表計上額		701,117 百万円			
		当中間期の損益に含まれた評価差額		169			
満期保有目的の債券の時価のあるもの		中間貸借対照表計上額		時価		差額	
	国債	261,186 百万円	263,694 百万円	2,507 百万円	2,507 百万円	うち益	うち損
	その他	26,435	27,499	1,063	1,147	- 百万円	83
	合計	287,622	291,193	3,571	3,655		83
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価のあるもの		中間貸借対照表		時価		差額	
	子会社・子法人等株式	103,819 百万円	89,424 百万円	14,395 百万円			
	関連法人等株式	8,485	10,111	1,625			
	合計	112,305	99,535	12,769			

その他有価証券の時価のあるもの		取得原価		中間貸借対照表		評価差額		うち益		うち損	
	株式	4,595,733 百万円	3,662,585 百万円	933,147 百万円	97,487 百万円	1,030,634 百万円					
	債券	11,970,770	12,033,119	62,349	68,587	6,238					
	国債	10,964,655	11,007,793	43,138	45,444	2,305					
	地方債	306,087	316,248	10,160	10,618	458					
	社債	700,027	709,077	9,050	12,524	3,474					
	その他	3,863,872	3,916,071	52,198	62,395	10,196					
	目的区分変更	-	-	61	61	-					
	合計	20,430,375	19,611,776	818,538	228,531	1,047,069					

上記の評価差額に繰延税金資産 316,119 百万円を加えた額 502,418 百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

その他有価証券の時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間貸借対照表価額とし、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間期におけるこの減損処理額は 169,360 百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30% 以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50% 以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

31. 当中間期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
20,177,893 百万円	131,302 百万円	57,089 百万円

32. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	538 百万円
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	897,061
関連法人等株式	177,952
その他	19,126
その他有価証券	
非上場債券	750,384
非上場外国証券	258,336
非上場株式（店頭売買株式を除く）	248,602
その他	86,694

33. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	4,825,753 百万円	5,899,262 百万円	2,090,316 百万円	229,357 百万円
国債	4,707,413	4,769,319	1,601,283	190,963
地方債	19,949	125,702	162,138	8,457
社債	98,390	1,004,240	326,894	29,936
その他	175,533	2,842,152	632,787	362,726
合計	5,001,287	8,741,414	2,723,104	592,083

34. 金銭の信託の保有目的の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
中間貸借対照表計上額	18,309 百万円
当中間期の損益に含まれた評価差額	30
その他の金銭の信託	
取得原価	26,262 百万円
中間貸借対照表計上額	25,795
評価差額	467
うち益	371
うち損	838

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 180 百万円を加えた額 286 百万円が「株式等評価差額金」に含まれております。

35. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 999 百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に 301 百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は 2,175,522 百万円、当中間期末に当該処分をせず所有しているものは 91,410 百万円であります。また、使用貸借又は賃貸借契約により受け入れている有価証券については、担保の差入等を行なうことがあります。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,635,143 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 25,274,241 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成 14 年 10 月 15 日付内閣府令第 63 号）により改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

(1) 前中間期において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」並びに「その他負債」に含めて表示していた「債券貸付取引担保金」は、当中間期よりそれぞれ「債券貸借取引支払保証金」並びに「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は 2,186,491 百万円、「その他負債」は 3,820,124 百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」はそれぞれ同額増加しております。

(2) 前中間期における「再評価差額金」は、当中間期より「土地再評価差額金」として表示しております。

(3) 前中間期における「評価差額金」は、当中間期より「株式等評価差額金」として表示しております。

(4) 前中間期において資本の部は、「資本金」、「法定準備金」及び「剰余金」として区分掲記してはいたしましたが、当中間期より「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」として表示しております。

38. 当中間期より、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成 14 年 2 月 21 日）を適用しております。この変更による当中間期の資産及び資本に与える影響はありません。